

議案第 10 号

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年6月11日提出

鎌倉市長 石 渡 徳 一

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、規定の整備を行おうとするものである。

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例

鎌倉市まちづくり条例（平成7年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項第1号中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。